

あいしん シニアライフローン



固定金利（保証料含む）



年 **4.00%**



ご利用いただける方	次のすべてを満たす方 ①申込時年齢が満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ②国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金の受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または、当金庫に上記年金の受取口座を指定する手続きをしていただいた方 ③年金担保借入がない方 ④当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ⑤一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
お 使 い み ち	リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかにかかる資金 ①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金。 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済み資金も可能です。 ②申込人が①を用途として当金庫から借入れた基金保証付個人ローン（切替プラン除く）の借換え資金。（借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ※①と合わせた申込に限ります。
ご 融 資 金 額	100万円以内（1万円単位）
ご 融 資 期 間	3ヵ月以上10年以内
ご 返 済 方 法	隔月元金均等返済または隔月元利均等返済（約定返済日は偶数月15日） ※毎月元金均等・元利均等のご返済も可能です。（約定返済日は毎月15日） （元金返済据置期間は6ヵ月以内）
保 証 料	金利に含まれます。
担 保 ・ 保 証 人	●保証人および担保は不要です。 ●一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務統括部（午前9時～午後5時、電話：0120-113-003）にお申し出下さい。愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第1東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第2東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の紛争解決センター等で紛争解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他	●ご融資金額は、原則としてご購入先へお振込みによりお支払いいただけます。なお、お振込み手数料については、お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。 ●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●金利情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。 ●毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口で試算いたしますので、お気軽にお問合せ下さい。 ●詳しくは、本支店窓口までお問い合わせください。なお、窓口に商品概要説明書をご用意しております。 ●当金庫は、個人情報の保護に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関係法令等を遵守し、機密性・正確性の確保に努めます。